

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年6月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500001号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500005号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を17万1,000円、平成17年6月30日の標準賞与額を17万2,000円、同年12月16日の標準賞与額を14万9,000円、平成19年12月19日の標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日及び平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日及び平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成19年12月19日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が欠落している。当該期間の賞与に係る支給明細書を提出するので、調査の上、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社の賞与支給明細書等により、請求者は同社から平成16年12月15日に18万円、平成17年6月30日に20万円、同年12月16日に16万円、平成19年12月19日に17万円の賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、請求者から提出されたA社の賞与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は17万1,000円、平成17年6月30日は17万2,000円、同年12月16日は14万9,000円、平成19年12月19日は16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られず、これを確認できる関連資料及び

周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。